

# 碧南市給水装置工事施行基準

平成25年4月

碧南市水道事業



# 碧南市給水装置工事施行基準

## 第1編 給水装置工事施行基準

### 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1条（目的）	
第2条（用語の定義）	
第3条（給水装置工事の申込み及び施工）	
第4条（審査）	
第5条（給水装置工事の基本事項）	
第6条（給水装置の種類）	
第7条（給水装置工事の種別）	
第8条（給水装置工事主任技術者の責務）	
<b>第2章 給水装置の設計</b> .....	<b>4</b>
第9条（設計の基本条件）	
第10条（調査及び事前協議）	
第11条（給水装置の設置）	
第12条（給水方式の決定）	
第13条（計画使用水量の決定）	
第14条（メーター口径の決定）	
第15条（給水管口径の決定）	
<b>第3章 給水装置工事の申込み</b> .....	<b>7</b>
第16条（工事申込書及び関係書類の提出）	
第17条（工事申込みに係る費用）	
第18条（設計の変更、工事の取消等）	

**第4章 給水装置の施工** ..... 9

- 第19条 (施工の基本事項)
- 第20条 (給水管)
- 第21条 (止水栓)
- 第22条 (逆止弁)
- 第23条 (工事着手)
- 第24条 (立会い)
- 第25条 (給水装置の分岐)
- 第26条 (給水管及び給水用具の使用材料)
- 第27条 (掘削)
- 第28条 (埋戻し)
- 第29条 (残土処理)
- 第30条 (道路復旧)
- 第31条 (保安設備)
- 第32条 (宅内配管工事)
- 第33条 (管の接合)
- 第34条 (防護)
- 第35条 (ボックス類の設置)
- 第36条 (安全管理)
- 第37条 (給水装置の撤去)
- 第38条 (完了時の書類提出)
- 第39条 (メーターの貸与)

**第5章 貯水槽給水** ..... 19

- 第40条 (貯水槽の届出)
- 第41条 (貯水槽の容量)
- 第42条 (貯水槽への給水量制限)

<b>第6章 水道メーター</b> .....	<b>20</b>
第43条 (メーターの管理)	
第44条 (メーターの設置基準)	
第45条 (メーターの検針方法)	
第46条 (中高層集合住宅直読メーター設置基準)	
<b>第7章 集中検針装置の設置</b> .....	<b>22</b>
第47条 (集中検針装置設置条件)	
第48条 (集中検針装置設置基準)	
<b>第8章 3階直圧給水</b> .....	<b>24</b>
第49条 (対象建物)	
第50条 (配管)	
第51条 (水栓の高さ)	
第52条 (配水管の口径)	
第53条 (メーター口径)	
第54条 (最小動水圧)	
第55条 (給水装置の材料及び給水器具の制約)	
第56条 (給水装置の逆流防止対策)	
第57条 (申請書及び水圧測定記録の提出)	
<b>第9章 工事完了検査及び維持管理</b> .....	<b>26</b>
第58条 (主任技術者が行う検査)	
第59条 (管理者が行う検査)	
第60条 (給水装置工事記録の保存)	
第61条 (給水装置の維持管理)	
<b>附則</b> .....	<b>26</b>



# 碧南市給水装置工事施行基準

## 第1編 給水装置工事施行基準

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この碧南市給水装置工事施行基準（以下「基準」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び関係法令並びに碧南市水道事業給水条例（平成5年条例第11号。以下「条例」という。）等に規定する給水装置工事の設計、施工、検査、維持管理並びに給水装置工事の事務手続についての必要事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（条例第2条）
- (2) 給水管 水道使用者への給水の目的で配水管から分岐して布設する管をいう。
- (3) 給水用具 給水管と直結して、有圧の状態で給水できる用具をいう。
- (4) 幹線配水管 口径350ミリメートル以上の配水管及び震災対策管をいい、原則として、給水管の分岐を許可しない配水管をいう。ただし、大工場等の給水引込みについては協議によるものとする。
- (5) 配水管 広義では、配水池及び配水塔又は配水ポンプを起点として、不特定多数の水道使用者又は給水装置の所有者に配水するために布設した管をいうが、本基準では、幹線配水震災対策管を除く口径300ミリメートル以下の管で、給水管の分岐を許可する管をいうものとする。
- (6) 給水引込管 配水管の分岐から水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が貸与する水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いる給水管をいうものとする。

(給水装置工事の申込み及び施工)

第3条 給水装置の新設等の申込みをする者（以下「工事申込者」という。）は、事前に

管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第一項により指定した碧南市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）にて施行するものとする。

（審査）

第4条 管理者は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行う上から、本基準に基づき給水装置工事の適正な施行を審査する。

（給水装置工事の基本事項）

第5条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質について指定することができる。（条例第7条）

2 管理者は、指定工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。（条例第7条第2項）

3 メーターを設置する位置は管理者が定めるものとし（条例第17条）、道路に近接し、メーターの点検及び取付けの作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれのない箇所とする。ただし、管理者がこれによりがたいと認めたときは、この限りでない。（碧南市給水条例施行規程（平成5年水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。）12条）

4 工事申込者の給水装置が、法令等の規定に適合していないときは、管理者は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。（法第16条）

（給水装置の種類）

第6条 給水装置の種類については次のとおりとする。

(1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用する給水装置をいう。

(2) 共用給水装置 2戸以上又は2箇所以上で共用する給水装置をいう。

(3) 臨時用給水装置 工事その他の理由により臨時の用に供する給水装置をいう。（条例第3条）

（給水装置工事の種別）

第7条 給水装置工事の種別は次の各号に区分するものとする。



- (1) 新設 新規に給水装置を設置する。
  - (2) 改造 既設の給水装置の原形を変更する。(増設を含む)
  - (3) 修繕 既設の給水装置を修繕する。(軽微なものは除く)
- (給水装置工事主任技術者の責務)

第8条 給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第5条で定める基準に適合していることの確認
- (4) その他厚生労働省令で定める職務(法第25条の4第3項)

## 第2章 給水装置の設計

(設計の基本条件)

第9条 給水装置の設計とは、現地調査に始まり給水方式の選定、管布設位置の決定、管口径の決定、給水装置設計図の作成及び工事費の算出等に至る一切の事務的、技術的な作業をいう。

(調査及び事前協議)

第10条 指定工事業者は、給水装置工事の依頼を受けたとき、現場状況を確実に把握するための必要な調査を行うものとする。

2 調査は、設計の基礎となる重要な事項であり、調査の良否は設計、施工、さらには給水装置自体に様々な影響を与えるため、慎重に行うものとする。

3 次の事項に該当するときは、事前に管理者と協議すること。

- (1) 集合住宅に専用給水装置で給水する場合
- (2) 共用給水装置で給水し各戸検針及び各戸徴収する場合
- (3) 給水取出し予定箇所に配水管が布設されていない場合
- (4) 区画整理事業施工中で配水管が布設されていない区画道路から取出しをする場合
- (5) 計画道路による移転及び引越し等で同時に新旧2箇所の給水装置を使用する場合
- (6) メーター口径が40ミリメートル以上と予想される場合
- (7) 配水管布設替工事と同時施工となる場合
- (8) 臨時用給水装置で給水する場合
- (9) 給水管が水路等道路構造物以外の構造物を横断する場合
- (10) メーター口径が配水管口径と同じか、それ以上の場合
- (11) この基準に記載のないことが生じた場合

4 都市計画法第32条の同意を必要とする工事の場合は、開発・建築事業（変更）協議申出書により、管理者と協議を行い、承諾を得るものとする。

5 開発事業及び営利を目的とした建築事業によるもの及び市街化調整区域内において、公道（事業後、市に寄付をして公道となる予定の私有地を含む）に配水管を新規布設又は既設の配水管を増径する必要が生ずる場合は、管理者の指示の下、開発・建築事業者又は工事申込者が調査・設計施工をした後に、配水管を管理者へ帰属すること。

(給水装置の設置)

第11条 給水装置の設置数は、1敷地1箇所を原則とする。但し、給水装置の使用者も

しくは使用用途（住居と店舗等）が異なっており、かつ次の各号のいずれかの場合は、複数の給水装置の設置を認めるものとする。

- (1) 独立した建物の場合は建物それぞれへの給水引込管及びメーターの設置を認める。
- (2) 2世帯住宅で、世帯ごとに玄関、台所、トイレ、浴室等生活に必要な設備を備えている場合は、支管分岐による複数メーターの設置を認める。
- (3) 同一建物で店舗または事務所等が固定的な隔壁で明確に区分されている場合は、(2)と同様とする。

(給水方式の決定)

第12条 給水方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、方式の決定にあたっては、所要水量、使用状況及び維持管理面等を考慮し、需要者が必要とする水量及び水圧が確保できる場合は直圧給水とし、これによりがたい場合は貯水槽給水とする。

- (1) 直圧給水 配水管等と給水用具を直結して配水管等の水圧を利用し給水する方式で、原則として2階建てまでの建物及び第8章の基準に適合する一戸建て専用住宅等については3階建ての建物までをこの方式とする。
- (2) 貯水槽給水 配水管等からの水道水を一旦水槽その他（以下「貯水槽」という。）に受け、その貯水槽から給水する方式で、配水管等の水圧が建物内の給水に全く影響しないものをいい、以下の場合に適用されるものとする。
  - ア 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に必要とするもの。
  - イ 常時一定の水圧を必要とするもの。
  - ウ 断水時にも、給水を必要とするもの。
  - エ 高台等で、水圧が不十分で所要の水圧が得られない箇所へ給水するもの。
  - オ 一時に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすおそれのあるもの。
  - カ 薬品を使用する工場等逆流によって配水管等の水質を汚染するおそれがあるもの。
  - キ その他、管理者が必要と認めたもの。

(計画使用水量の決定)

第13条 計画使用水量とは、対象施設等へ給水される水理計算上の水量であり、給水管口径の決定等の基礎となる。水理計算において使用する計画使用水量は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 1時間当たり計画使用水量
- (2) 1か月当たり計画使用水量

(メーター口径の決定)

第14条 メーター口径は、計画使用水量及び使用形態を考慮して、次の各号のいずれかの基準を満足する口径以上を選定するものとする。

(1) 使用水量によるメーター口径の選定は、次の表を基準とする。

使用水量／1時間	使用水量／1か月	メーター口径
0.8立方メートル以下	85立方メートル以下	13ミリメートル
1.6立方メートル以下	170立方メートル以下	20ミリメートル
1.8立方メートル以下	190立方メートル以下	25ミリメートル
6.5立方メートル以下	700立方メートル以下	40ミリメートル
15.0立方メートル以下	2,100立方メートル以下	50ミリメートル

(2) 一般家庭の場合は、給水栓数によりメーター口径を選定することを基準とする。

給水栓口径が13ミリメートルの場合

給水栓数(個)	メーター口径
1～6個	13ミリメートル
7～15個	20ミリメートル
16～23個	25ミリメートル

但し、タンクレストイレは13ミリメートル換算で水栓2個、大便フラッシュバルブトイレは水栓16個分にそれぞれ換算すること。なお、水栓口径が20ミリメートルの場合は水栓数を3倍に、25ミリメートルの場合は6倍に換算し選定するものとする。なお、これによらない場合は、確認書を提出すること。

(給水管口径の決定)

第15条 給水引込管口径は、20ミリメートル以上とし、メーター口径13ミリを除いて原則メーター口径と同じとする。ただし、支管分岐及び貯水槽給水の場合は、配水管口径より小さい口径とし、使用水量に比し著しく過大にしないものとする。

2 メーターより下流側の給水管口径は、メーター口径より大きくしないものとする。

3 集合住宅等で支管分岐により専用給水装置を各戸に設置する場合の給水引込管口径は、各戸メーターが口径13ミリメートルの場合、次の表を基準とする。

戸数	4まで	5～22	23～61	62～124	125以上
給水引込管口径	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル

### 第3章 給水装置工事の申込み

(工事申込書及び関係書類の提出)

第16条 給水装置工事の申込みは、工事申込者から委託を受けた指定工事業者が、工事着手前に給水装置工事申込書に必要とする関係書類を添付して提出し、設計審査を受けなければならない。

2 前項の関係書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 土地所有者同意書、給水管分岐使用承諾書、メーター設置位置確認書、メーター口径確認書、その他管理者において必要と認めたもの（規程第3条）

(2) 道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書

(3) 貯水槽水道施設調査票

3 指定工事業者は、工事関係書類の提出に際し、次に掲げる各号について留意すること。

(1) 設計審査等に日数を要するため、余裕を持って申し込むこと。

(2) 給水装置工事申込書裏面の給水台帳図は、付近見取地図、取出詳細図、平面図、立体図を統一的な方法で正確かつ簡潔明瞭に記載すること。

(3) 区画整理事業施行中の申込みは、区画ブロック番号及び底地番を記入すること。

(4) 通行止めにて施工する場合は、必要に応じ、碧南消防署及び碧南市に道路工事届出書を提出し、町内会長からの同意書を得た後、管理者にその写しを提出すること。

(5) 建物の新築工事による第1栓だけの申込みは避け、屋内工事も記入し申込みをすること。

(6) 既設の配管等を給水装置として使用する場合は、既設給水装置使用申請書に設計書及び関係図面を添えて提出し検査を受けるものとする。

(7) 申込時には、申込書にそのコピー1部（工事申込者控）を添付し届け出ること。

(工事申込みに係る費用)

第17条 工事申込者は次の各号に掲げる額を管理者の定める期限までに支払わなければならない。

(1) 水道事業建設改良工事分担金（以下「分担金」という。） 給水装置を新設、又は改造（メーター口径を増径）する場合、次の表の左欄のメーター口径に応じ、同表の右欄の額に消費税を加算した額。ただし、給水装置の改造に係る分担金の額は、改造後のメーターの口径に対応する額から改造前のメーター口径に対応する額を控除した額に、消費税を加算した額。

メーター口径	金額
13ミリメートル	45,000円
20ミリメートル	90,000円
25ミリメートル	180,000円
40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	1,020,000円
75ミリメートル	2,790,000円
100ミリメートル	5,600,000円
100ミリメートルを超えるもの	市長の定める額

(2) 設計審査手数料 1件につき200円

(3) 工事検査手数料 1件につき300円

2 既に納入された分担金は、還付しない。ただし、工事着手前に承認を受けた工事の取消しを申し出た場合その他特に管理者が認めた場合は、この限りでない。

(設計の変更、工事の取消等)

第18条 指定工事業者は、設計内容に変更等が生じた場合は、管理者に報告し指示に従わなければならない。

2 指定工事業者は、工事の申込みを取消す場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

## 第4章 給水装置の施工

(施工の基本事項)

第19条 給水装置は、安全上及び衛生上支障のない構造としなければならない。(施行令第5条)

2 一般給水用の直圧給水装置は、本市の水道水のための専用系統による給水装置とし、他の系統と連結してはならない。

3 給水装置の施工は、本基準及び所定の工事仕様書等に準拠して行わなければならない。

4 主任技術者は、常に現場の工程、施工状況等を把握し、適切な施工管理に努めるとともに、危険防止のために必要な対策及び措置を講じなければならない。

5 現場及び周辺は、常に清潔に整理し、交通及び保安上の障害とならないよう配慮しなければならない。

(給水管)

第20条 給水管の管種、位置、規模及び構造は、道路状況、建物の構造及び用途等を総合的に検討し決定するものとし、次の各号を厳守して布設しなければならない。

(1) 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、原則0.3メートル以上離して布設すること。

(2) 交差点内の給水管の取出しは避けること。

(3) 給水管の埋設深さは、配水管口径50ミリメートルまでは土被り0.6メートル、配水管口径75ミリメートル以上は土被り1.0メートルとする。但し、国県道車道部からの取出しは土被り1.2メートルとし、歩道部からの取出しは0.6メートルとすること。

(4) 埋設にあたっては、施工場所の土質、配管方法に応じて拔出防止、腐食防止等の適切な防護を施すこと。

(5) ポリエチレン管の布設にあたっては、管のねじれ、巻ぐせ等を解き、引張ったりせず、余裕を持った配管とすること。また、貫孔内に管を引き込む場合は、損傷を与えないよう注意するとともに、管内に土砂が入らないよう適切な処置を施すこと。

(6) 給水装置工事は、いかなる場合においても衛生に十分注意し、布設の中断及び1日の工事終了後は、管端にプラグ等をして汚水等が侵入しないようにすること。

(7) 施工中に発生した事故については、工事責任者が責任を持って解決すること。

(止水栓)

第21条 止水栓は、給水装置の改造、修繕、メーター取替及び開閉栓等の目的で給水を停止するために設置する。

2 止水栓は、容易に開閉でき、耐久性があり、かつ漏水の生じない構造及び材質のものを設置すること。具体的な使用材料については、管口径13～25ミリメートルは開閉防止型逆ボ伸縮止水栓（以下、「丙止水栓」という。）、管口径40～50ミリメートルは砲金製仕切弁、管口径75ミリメートルはソフトシール弁を使用するものとする。

3 止水栓及び仕切弁の据付けは、前後の給水管に注意し維持管理上支障がなく、見やすい場所に設置しなければならない。

4 口径25ミリメートル以下の丙止水栓は、メーターボックス内に設置し保護しなければならない。

5 口径40ミリメートル以上の砲金製仕切弁及びFCD製ソフトシール形仕切弁の基礎は、沈下、傾斜等の起こらないように堅固に施工しなければならない。

6 官民境界から1.0メートル以内の民地にメーターを設置できないことをやむをえないと管理者が認めた場合、第1止水栓を官民境界から1.0メートル以内の民地に設置しなければならない。この場合、第1止水栓以降は所有者の管理とする。

（逆止弁）

第22条 メーター口径が40ミリメートル以上の場合は、メーター直近の下流側かつメーターボックス内に伸縮式逆止弁を設置すること。

（工事着手）

第23条 指定工事業者は、道路管理者からの道路占用許可及び警察署からの道路使用許可を得た後、事前に工事日を管理者に連絡し、工事に着手するものとする。

2 工事着手にあたっては次の各号に留意すること。

- (1) 占用等の許可条件及び工事期間を厳守すること。
- (2) 周辺住民への周知及び周辺住民からの苦情に適切に対応すること。
- (3) 工事責任者を配備し、直ちに連絡がとれるようにしておくこと。
- (4) 許可条件に基づく十分な保安設備を行うこと。
- (5) 近接埋設物がある場合は必要に応じて埋設物管理者と立会いを行うこと。
- (6) 無断、無届工事は絶対に行わないこと。

（立会い）

第24条 指定工事業者は、断水となる仕切弁の操作を必要とする場合は、管理者の立会



いのもとに行うものとする。但し、管理者が特に認めたものはこの限りではない。

(給水装置の分岐)

第25条 給水装置の分岐は、300ミリメートル以下の配水管から行うものとする。

2 分岐に際しては、水道以外の管との誤接続(クロスコネクション)をしないよう十分な調査を行わなければならない。

3 分岐位置は、他の分岐及び継手類から0.3メートル以上離さなければならない。ただし、仕切弁、消火栓等からは1メートル以上離すものとする。

4 給水引込管は、道路に対して原則直角に行うものとする。

5 分岐工法及び分岐材料は、管理者に承認されたもので行わなければならない。

6 分岐は、基本的に不断水工法にて施工するものとし、具体的な工法は、次の各号によるものとする。

(1) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル・カッターを使用しなければならない。

(2) 粉体塗装又はモルタルライニングされたダクタイル鋳鉄管における穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うとともに、密着コアを挿入しなければならない。

(3) 管の穿孔及びチーズ取出しの場合の管切断は、通水が阻害されないよう施工しなければならない。

(4) 分水器具の取付けにおいて、ボルトの締付けは片締めにならないよう均一に締め付けなければならない。

7 分岐材料は、給水管の口径に応じて次表を参考にすること。なお、給水管口径100ミリメートル超の分岐については、管理者と協議の上決定する。

給水管口径別分岐材料

(単位ミリメートル)

給水管 配水管	20	25	40	50	75	100
25	c					
30	c	チーズ管				
40	s	c				
50	s	s	c			
75	s	s	s	t	割T字管	
100	s	サドル分水栓		s	t	
150	s	s	s	s	t	t

(給水管及び給水用具の使用材料)

第26条 第5条第1項の分岐から止水栓及びメーター前後までの間に使用する給水管及び給水用具については、次の承認材料を使用すること。

(1) 口径50ミリメートル以下

材料名	規格他	口径	備考
水道用ポリエチレン二層管 (1種)	JIS K 6762	20～50	露出・河川横断等は不可
〃 金属継手	JWWA B 116	13～50	インコア付 JWWA B 116の「性能」を満たす製品の使用可
水道用硬質塩化ビニルライニング 鋼管	JWWA K 116	20～50	外面亜鉛メッキ 防食テープ二重巻
〃 継手	JWWA 認証	20～50	管端防食コア内蔵
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K6742	20～50	
〃 継手	JIS K6743	20～50	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	(取出口径) 20～50	ボール式 AS 型
ポリ継手 メーター用ソケット	JWWA B 116	13～50	インコア付
ポリ継手 60° ベンド ロングベンド	JWWA B 116	20～25	インコア付
ポリ継手 オネジソケット	JWWA B 116	20～50	インコア付
ポリ継手 90° エルボ	JWWA B 116	20～50	インコア付
ポリ継手 チーズ	JWWA B 116	20～50	インコア付
開閉防止型逆ボ伸縮止水栓 [丙止水栓]	JWWA 認証	13・ 20・25 25*20	合成ゴム製パッキン含む
伸縮式逆止弁	JWWA 認証	20～50	
ボール止水栓	JWWA 認証	13～25	外ネジ式 蝶ハンドル
減圧弁	JWWA 認証	13～50	
砲金製仕切弁	JWWA 認証	40～50	内ネジ式 蝶ハンドル

(2) 口径75ミリメートル以上

材料名	規格他	口径	備考
ダクタイル鋳鉄管 直管1種	JIS A 5314 JWWA G 113 接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	内面 CL、EP
〃 異形管	JWWA G 114 接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	内面 EP
割T字管	接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	内面 EP 捨バルブ付 フランジ式
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742 JWWA K 129	75～	
〃 異形管	JIS K 6743 JWWA K 130 JWWA K 131 接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	
ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 接水部及び外面エポキシ樹脂粉 体塗装 (JWWA G 112)	75～	内外面 EP FCD 製

※掲載していない材料についても、管理者が同等品以上と認めたものは使用することができる。

2 給水管及び給水用具の使用材料は、日本工業規格品（JIS）、日本水道協会（JWWA）規格品、第三者認証品、自己認証品又は検査品等、法性能基準の適合品であることを主任技術者が確認すること。

（掘削）

第27条 掘削は次の各号を厳守して施工しなければならない。

- (1) 道路及び民地等の掘削は交通の支障のないよう考慮し、工事期間及び日時を厳守するとともに、1日の作業量のみとして掘り置きはしないこと。
- (2) 掘削は所定の断面に従って行い、掘り過ぎ、えぐり堀り等をしないこと。
- (3) 掘削は布設する管の土被りが規定の埋設深さとなるように、かつ、床付面は凸凹のないように平坦にすること。
- (4) 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、土留工を施し、湧水及び溜水の排水先に注意し、適切に処理して付近の道路側溝等にて排水すること。
- (5) 交通の頻繁な箇所又は、道路管理者もしくは警察署長から指示のあった箇所は、交

通量等を考慮し施工すること。

- (6) 舗装道路の取壊しは、バキューム式コンクリートカッター等を使用して所定の幅及び長さ切断し、必要箇所以外に影響を生じさせないように掘削すること。また、切断の際に出る泥水については、適切な方法で処理すること。
- (7) 民家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者に承諾を得た後、細心の注意を払って処置すること。
- (8) 掘削は、既設埋設物に十分注意して施工すること。又、既設構造物に近接した場所の掘削は、これらの基礎を緩めたり、又は危険を及ぼしたりすることのないよう十分な保護工をすること。
- (9) 掘削影響範囲に既設埋設物がある場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、十分注意して施工すること。
- (10) 道路内に境界杭、鋸等の境界標の設置された箇所を掘削する場合は、所有者に許可を得た上で境界標が動いたときに復元できるような措置を講じておき、施工後正確に復旧し所有者に確認をすること。

(埋戻し)

第28条 埋戻しは次の各号を厳守して施工しなければならない。

- (1) 掘削箇所は、その日の内に埋戻し、仮復旧を完了すること。
- (2) 埋戻しは管保護のため、管の周辺部及び布設管上0.1メートルまでは砂、その上層0.2メートルまでは改良土にて人力で埋戻しを行うこと。
- (3) 人力埋戻し後の埋戻しは、改良土又は再生砕石等をもって機械埋戻しをすること。
- (4) 機械埋戻しは、一層の仕上り厚さを0.2メートル以下として、各層毎にランマー等により締め固めること。また、ダンプアップによる埋め戻しは不同沈下の原因となるので、絶対に行わないこと。
- (5) 湧水等がある場合は、止水工事又は集水孔を設け一箇所に集水し、ポンプ等により排水を完全に行った後、埋戻しをすること。

(残土処理)

第29条 掘削残土及び産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成14年改正国土交通省）に従い、付近住民や歩行者、通行車両に迷惑をかけることのないよう直ちに処理するものとする。

(道路復旧)

第30条 復旧は次の各号を厳守して施工しなければならない。

- (1) 埋戻し後は、砂利道の本復旧及び舗装道路の仮復旧を施工者の責任において直ちに行うこと。
- (2) 砂利道の本復旧は、碎石を幅1.0メートル、厚さ0.2メートルに散布し十分に転圧すること。
- (3) 道路復旧は、道路占用許可条件に基づき施工すること。なお仮復旧は、掘削箇所以外の路面と段差のないよう十分転圧し、本復旧までの期間交通荷重等に耐えるように施工すること。
- (4) 既設の区画線及び道路標示等を掘削した場合は、その仮復旧跡にペイント等により、仮に復元すること。
- (5) 本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復すること。
- (6) 本復旧は、仮復旧後の養生期間を2週間程度（国県道車道部は原則4週間程度）とり、工期内に施工すること。
- (7) 本復旧は、国県道並びに市道の路線及び占用条件により異なる場合があるので、道路管理者の指示に従うこと。
- (8) 本復旧は、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凸凹がないよう適正な機種で施工すること。

(保安設備)

第31条 公衆災害防止のため関係法令及び許可条件等に基づいて、保安施設を設置し、必要に応じて保安要員を配置させるとともに、労働安全衛生についても十分留意しなければならない。

(宅内配管工事)

第32条 宅内配管工事の施工にあたっては、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 給水管の埋設深さは、0.3メートルとする。
- (2) メーターと最初の給水栓との間隔は、1メートル以上とする。
- (3) 上水道が2系統以上ある場合、各々の管の接続は認めない。
- (4) 給水管に加圧ポンプを直結することはできない。
- (5) 配管は、極力単純な形態とし、維持管理に差し支えない位置及び工法を選定するこ

と。

- (6) 配管する前に管内を清掃するとともに、十分管体の検査を行い、亀裂その他の欠陥がないことを確認すること。
- (7) 配管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう、支持金具を用い適切な間隔でスラブ又は壁面等に固定すること。
- (8) その日の工事を終了したときは、管端にプラグ又は栓等をして、ごみ、土砂及び汚水等が侵入しないようにすること。
- (9) 配管の完了後は、管内の洗浄を十分に行うこと。
- (10) 配管は、建物の構造等の状況に応じて露出又は隠ぺい配管とし、必要に応じて防食、防寒等の措置を施すこと。

(管の接合)

第33条 接合は、適切な工具を使用して確実にを行い、接合部からの腐食助長、通水阻害、漏水及び離脱等が起こらないように施工し、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 鋼管の接合には、ネジ継手又はフランジ継手を使用する。
- (2) ビニル管の接合には、ゴム輪形継手又はT S継手を使用する。ただし、T S継手は止水栓又は仕切弁の上流側における使用を禁止する。
- (3) ポリエチレン管の接合には、金属継手を使用する。
- (4) 集合住宅等における仕切弁の上流側においては、配水管の設計及び施工管理基準等に準ずること。
- (5) その他の管材の接合については、その管種に適応した仕様で施工すること。

(防護)

第34条 管の施工にあたっては、管の特性、布設場所の地質、管の受ける内外圧等を十分考慮して管種（管厚等を含む）又は防護を選定すること。

- 2 凍結、損傷又は浸食等の恐れがある場合は、適切な防護を施すこと。
- 3 水圧等により管が離脱する恐れがある場合は、必ず離脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。
- 4 異常な水撃圧を生じる恐れのある給水用具を使用する場合は、給水用具の近接箇所にエアチャンバー等を設けること。
- 5 ライニング鋼管において、土中等、電食及びその他の腐食防止の必要箇所には、防食用ビニルテープによるテープ巻きを施すこと。ただし、内外面ライニング鋼管において

は不要とする。

(ボックス類の設置)

第35条 メーターボックス及び止水栓ボックス等（以下「ボックス類」という。）の設置は、止水栓の操作及びメーターの取替えが容易にでき、メーターの検針に支障がないよう、次の各号に留意して行うこと。

- (1) 床面を水平に仕上げ、沈下、傾斜等が起こらないように設置すること。
- (2) 雨水や土砂等の流入をできる限り少なくし、水捌けをよくするよう努めること。
- (3) ボックス類の上部と下部は、設置後にずれないように施工すること。
- (4) メーターボックスの設置は、車両が通行する場所を避けること。他に設置する場所がなく避けられない場合は、重荷重用（ダグタイル鋳鉄製）を選定すること。
- (5) 集合住宅等でメーターボックスを複数設置する場合は、蓋の裏面に部屋番号を表示すること。

2 ボックス類は、設置場所や維持管理を考慮し、次の表を基準とするものを使用すること。なお、破損等が起こった場合は、給水装置の所有者が速やかに修繕するものとする。

材料名	口径	材質等
メーターボックス[標準型]	13～25	強化樹脂製 底板・土留め板付
メーターボックス[大型]	40～	蓋：鋳鉄製、筐：鉄製
メーターボックス[重荷重用]		ダグタイル鋳鉄製
止水栓ボックス	13～25	ダグタイル鋳鉄製
仕切弁ボックス	40～	レジンコンクリート製 蓋：鋳鉄製

(安全管理)

第36条 指定工事業者は、給水装置工事の施工における労働災害及び公衆災害を防止するため、常に安全の確保に努めなければならない。

2 指定工事業者は、施工に際し次に掲げる事項について特に留意するものとする。

- (1) 労働安全衛生法その他関係法令の遵守
- (2) 交通事故の防止及び安全運転
- (3) 免許・資格を要する作業における有資格者の従事の徹底
- (4) 緊急時の連絡網及び救急体制の確立
- (5) その他必要な事項

(給水装置の撤去)

第37条 給水装置の所有者は、給水装置が不要となった場合は給水装置撤去申込書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。この場合の撤去工事とは、配水管分岐からメーターまでを撤去する工事を言う。

2 移設又は仮設等の工事申込みに伴い分岐箇所を変更するため元の分岐部分を撤去する場合も前項と同様とする。

3 給水管を撤去するときは、次に掲げるところにより分岐部分を必ず完全に止水するものとする。

(1) サドル付分水栓は、閉止コックを閉じ、専用の分水栓キャップ又は閉止プラグ止めとすること。

(2) チーズ管を使用して分岐しているものについては、断水工事の上チーズ管を撤去し直管等を使用して原形に復すこと。

(3) 不断水割T字管は、T字管の捨バルブを閉止し、給水管を撤去し、プラグ止め又はフランジ蓋止めとすること。

(4) T字管を使用している分岐箇所は、原則、断水工事の上T字管を撤去し直管等を使用して原形に復すこと。

(5) 撤去工法は次の表の通りとし、その他不明の場合は、管理者と協議すること。

分岐方法	施工方法	使用材料及び処理
サドル分水栓	スピンサドル(分水コック)の閉止	サドル分水栓用キャップ取付け
チーズ管	チーズ管撤去	直管に布設替
不断水割T字管	簡易仕切弁閉止	フランジ蓋取付け
T字管	T字管撤去	直管に布設替

(完了時の書類提出)

第38条 指定工事業者は、工事完了後、給水装置工事完了届、工事写真及び朱書きで訂正済みの給水台帳図を速やかに管理者に提出すること。

2 臨時用給水装置の場合は、工事完了後速やかに給水中止届及び給水装置撤去申込書を提出し、工事申込者の責任において給水装置の撤去及び舗装復旧を行うこと。

(メーターの貸与)

第39条 管理者は、給水装置工事の設計審査後、工事申込者が第17条で定める金額を納付したのを確認の上、工事完了届提出後にメーターを貸与するものとする。



## 第5章 貯水槽給水

(貯水槽の届出)

第40条 貯水槽の有効容量が10立方メートルを超える装置の設置者は、法でいう簡易専用水道の届けを碧南市へ提出するとともに、法令に基づいた維持管理を行わなければならない。

2 貯水槽の有効容量が10立方メートル以下の場合でも装置の設置者は、水槽等の給水装置の定期清掃等適正な維持管理を行うこと。

3 貯水槽の設置者は、貯水槽水道施設調査票を提出しなければならない。

(貯水槽の容量)

第41条 貯水槽の有効容量は、使用時間及び使用水量の時間的变化を考慮して決定すること。

2 給水タンクは消火用、雑用等の他用途タンクと兼用しないこと。

3 給水負荷の変動に対して、容易に容量の変更が可能なように施工すること。

(貯水槽への給水量制限)

第42条 管理者は、配水管に比べて最大給水量が過大と判断した場合は、給水時間の制限又は給水量を制限するための修繕工事を指導することがある。

## 第6章 水道メーター

### (メーターの管理)

第43条 管理者が貸与するメーターは、使用者の使用水量の計量及び漏水を検知するために必要なものであり、使用者又は所有者等がこれを善良に管理しなければならない。

2 使用廃止又は口径変更により撤去したメーターは、速やかに管理者に返納しなければならない。

3 メーターは、検定有効期間内に管理者が取り替えるものとする。

### (メーターの設置基準)

第44条 メーターは、給水装置に直結して設置しなければならない。

2 メーターは、次に掲げる区分により設置すること。

#### (1) 民地内の地面に設置する場合

ア メーターは、原則として官民境界から1.0メートル以内の民地内へ道路に対して直角に引き込み、将来の維持管理、検針等に支障のない位置で、かつ常に乾燥し、汚染及び損傷の恐れのない場所に設置するものとする。

イ メーターは、水平に取り付けるものとし、取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆付けとならないようにしなければならない。

ウ メーターは、メーターボックス（以下「ボックス」という。）内に設置し保護するものとする。

エ メーターは、取替え等の維持管理が容易に行えるようボックス底部とメーターとの間に間隔を取って設置しなければならない。

オ メーターは、次に掲げるようなメーター設置に適さない場所に設置してはならない。なお、メーター設置後、改築等によりメーター設置に適さない場所になった場合は、改善されるまで法第15条第3項により給水を停止できるものとする。

(ア) 荷物及びその他の物品の下になりやすい場所

(イ) 湿気が多くて暗い場所

(ウ) ボックス内に水が流入するおそれがある場所

(エ) 車庫の中でシャッターより内側の場所

(オ) 駐車場で車が駐車すると検針できない場所

(カ) 将来、改築等で構造物築造により検針に支障となる場所

(キ) 建築基準法第42条第2項によるセットバックした場所

(2) 各階各戸のパイプシャフト室内等に設置する場合

- ア パイプシャフト室内等に設置する場合は、扉を開けてメーターが確認できるよう、メーターの手前及び上部に支障となる物を設置しないこと。
- イ メーターは、水平にし、パイロットマークが見えるよう設置すること。
- ウ 1つのパイプシャフト室内等に2個以上の各戸メーターを設置する場合は、全階の各戸メーターの並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの識別札を付けること。
- エ メーター上流側に止水栓を設置すること。
- オ 凍結による破損を防ぐため、必要に応じ凍結防止カバーを設置すること。
- カ 共用通路に面したところで、乾燥し、汚水が入り難く、常にメーターの検針、点検、取替等維持管理がし易い構造とすること。

(メーターの検針方法)

第45条 メーターの検針方法は、管理者が貸与するメーターを検針する直読検針と、所有者が設置した集中検針装置を検針する集中検針のどちらかとする。

2 集合住宅の各戸検針を行う場合は、共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱申請書を提出し、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。また、親メーターもしくは第1止水栓以降の給水装置及び貯水槽以降の装置の維持管理及び検針、徴収に係る協力が責任を持って実施されるものでなければならぬため、給水開始にあたり工事申込者は管理者と共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する契約書を締結するものとする。

(中高層集合住宅直読メーター設置基準)

第46条 中高層集合住宅に直読メーターを設置する場合は、管理者と事前協議を必要とし次の各号により施工すること。

- (1) メーター位置における最大圧力（静水圧）は、0.4Mpa以下とする。
- (2) メーターの口径は13ミリメートルとする。
- (3) メーターの上流に丙止水栓を設置する。
- (4) メーターの検針及び開閉栓等のため、メーターの上部は0.5メートル以上、メーターの前後は全長0.5メートル以上、メーターと扉の距離は0.2メートル以内の間隔を取ること。
- (5) メーターが格納されている扉は常時開閉できること。
- (6) オートロック装置を設置している建物は、解錠方法を管理者に届け出ること。

## 第7章 集中検針装置の設置

### (集中検針装置設置条件)

第47条 集中検針装置を設置する場合は、第45条第2項の契約書を締結し、次の各号を厳守しなければならない。

#### (1) 維持管理

ア 各戸メーター及び集中検針盤は、常に良好に作動するよう管理すること。

イ 各戸メーター及び集中検針盤を取替、修理、移設する場合は、管理者に届け出ること。

(2) オートロック装置を設置している建物は、解錠方法を管理者に届け出ること。

#### (3) 各戸メーターの取替え

ア 検定期間の満了する各戸メーターは、工事申込者がその期間内に新有効期限のものに取り替えなければならない。

イ 集中検針装置は、各戸メーターの取替えに合わせて取り替えるものとする。ただし、製造メーカーによる検査を行い、次期満了期まで使用可能の書面が提出されたときは再使用を認める。

### (集中検針装置設置基準)

第48条 集中検針装置を設置する場合は、次のとおりとすること。

#### (1) 型式

##### ア 各戸メーター

(ア) 各戸メーターは、計量法で定める型式承認を得たもので、検定有効期限内のものとする。

(イ) 各戸メーターは、記憶装置付き遠隔式メーターとする。

(ウ) 記憶装置は、各戸メーターと着脱自在の構造であること。

##### イ 集中検針盤

(ア) 集中検針盤は、記憶装置の指針を手動又は自動で直接読み出し、表示できるものとする。

(イ) 集中検針盤は、住居番号と指針を数字表示できるものとし、最大表示目盛りは4桁とする。

(ウ) 集中検針盤は、読み出した指針を紙に打出しできるものとし、管理者が指示したプリンターを使用可能、もしくは内蔵プリンターで打出しできるものとする。

(エ) 一盤への収容は、1棟分を原則とする。隣接棟も併せて収容可能な場合は、この限りではないが、その場合は棟番号を表示できるものとする。

(オ) 読み出し順位は、住居番号順とし、非居住用は住居用の末尾とする。

## (2) 設置基準

### ア 各戸メーター

(ア) 各戸メーターは、第44条第2項第2号に準じて設置すること。

(イ) 各戸メーターの上流には丙止水栓を取り付けること。

(ウ) 散水栓は、集中検針に含み、各戸メーターを設置すること。

### イ 集中検針盤

(ア) 集中検針盤は、建屋内1階の見やすい場所に設置すること。

(イ) 集中検針盤の取付高さは、中心部が床面から1.5メートルの高さを基準とすること。

(ウ) 集中検針盤の扉は、開閉が容易な構造とし、水道メーター集中検針盤の表示をすること。

(エ) 集中検針盤の扉は施錠できるものとし、盤の鍵はタキゲンA147を使用すること。

## (3) 工事完了検査

工事が完了したときは、メーター製造業者の総合点検表を提示し、管理者の検査を受けなければならない。

## 第8章 3階直圧給水

(対象建物)

第49条 3階直圧給水の対象となる建物は、給水設備が4階以上に設置されないもので、建物の用途は次のとおりとする。

- (1) 一戸建て専用住宅（以下「専用住宅」と呼ぶ）
- (2) 一戸建て小規模店舗又は事務所付き併用住宅（以下「併用住宅」と呼ぶ）
- (3) その他管理者が特に認めたもの

(配管)

第50条 3階直圧給水の対象となる建物の配管は、次のとおりとする。

- (1) 1建物につき1給水引込みを原則とする。
- (2) 支管分岐は原則不可とする。
- (3) 3階部分への給水管は地上部で分岐させ、1階2階部分とは別系統とする。
- (4) 専用住宅においてのヘッダー工法の場合、ヘッダー以降下流側の1分岐管からは1栓とする。

(水栓の高さ)

第51条 3階直圧給水を実施する対象建物の水栓の高さは、当該地点の道路面より9メートル以下とする。

(配水管の口径)

第52条 3階直圧給水を実施する当該地点における配水管の口径は50ミリメートル以上とする。また、給水引込管口径より2口径以上大きいものとする。

(メーター口径)

第53条 メーター口径は20ミリメートル以上40ミリメートル以下とする。

(最小動水圧)

第54条 平常時において、メーター位置の最小動水圧が0.25MPa以上であること。

(給水装置の材料及び給水器具の制約)

第55条 給水器具や材料の選定及び給水管口径の決定にあたっては、圧力損失に十分配慮すること。

2 3階直圧給水を実施する対象建物の2階及び3階部に設置される給湯器、水道直結式洋風大便器、自動水栓、洗浄弁等は特に水圧を必要とするため、各給水器具の最低作動水圧を水理計算上で満たすものとする。

3 瞬間湯沸器等水圧により作動に影響を受ける器具は、原則3階への設置を認めない。  
(給水装置の逆流防止対策)

第56条 メーターの下流側のボックス内に伸縮式逆止弁を設置しなければならない。  
(申請書及び水圧測定記録の提出)

第57条 工事申込者は、3階直圧給水を行おうとする場合、給水装置工事申込書の提出と同時に3階直結給水申請書及び施工予定箇所の水圧を測定した記録を提出しなければならない。

## 第9章 工事完了検査及び維持管理

(主任技術者が行う検査)

第58条 主任技術者は、給水装置の構造、材質基準に適合していることの検査、確認を行うこと。

(管理者が行う検査)

第59条 工事完了後、管理者は検査を行うものとする。管理者の行う検査に主任技術者の立会いを必要と認めた場合は、主任技術者は立会わなければならない。

2 管理者の行う検査において不合格と指摘された場合は、修正・手直し後、再度、管理者の検査を受けること。

3 指定工事業者は、管理者の行う検査において合格した後、工事申込者へ給水装置の引渡しを行うものとする。

(給水装置工事記録の保存)

第60条 指定工事業者は、施行した給水装置工事に係る記録を作成し、その作成日から3年間保存しなければならない。

(給水装置の維持管理)

第61条 給水装置の使用者又は所有者等は、水が汚染し、漏れないよう適時、的確に管理を行うものとする。

### 附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

碧南市給水装置工事設計施工指針(平成10年4月1日施行)は、廃止する。